

県有地売却のご案内

長野県では、県が所有している未利用となった土地・建物を一般の方に売却しています。



写真: 物件番号1
(海善寺南宿舍)

売却方法

随意契約

～先着受付順で売却します～

申込期間

令和8年6月4日(木)から

令和9年2月26日(金)まで(必着)

受付時間: 土・日曜日・祝祭日及び年末年始期間

(12月29日～1月3日)を除く9:00～16:30

申請書・印鑑証明書等必要書類を提出してください。

県有地売却(購入)の メリット!

- ・抵当権等の設定がありません。
- ・測量・境界確認済みです。
- ・売主である県への手数料は不要です。
- ・所有権移転登記まで県が行ないます。
登記手数料がかかりません。
- ・売買条件としての用途指定は原則ありません。
転売、建物の使用/即解体も自由です。

* 購入に直接必要な費用は、「売買代金」、「収入印紙(売買契約書)」、「所有権移転の登録免許税」のみです。(書類送料等及び不動産取得税・固定資産税等は別途かかります。)

お問い合わせ先



**長野県
総務部
財産活用課**

〒380-8570

長野市大字南長野字幅下692-2

TEL: 026-235-7044

FAX: 026-235-7474

E-mail: zaikatsu@pref.nagano.lg.jp

長野県ホームページ

<https://www.pref.nagano.lg.jp/>



売却物件



写真: 物件番号3
(教職員岡谷寮)

▼詳しくはこちらから▼



長野県PRキャラクター「アルクマ」
©長野県アルクマ

長野県 県有地 売却

検索

[県有地売却のご案内]